

## コスモアイル羽咋大ホール舞台操作員委託費助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、文化、芸術、産業等の様々な分野の交流を推進し、市民の文化の振興及び地域の活性化に寄与することを目的として、羽咋市が予算の範囲内でコスモアイル羽咋（以下「コスモアイル」という。）大ホール舞台操作員委託費助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (助成対象者)

第2条 助成対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 羽咋市に住所を有する者、団体、法人、又は羽咋郡市内の県立学校  
羽咋市に住所を有する団体とは、その団体を構成する人員の過半数が羽咋市民である団体、又、法人とは羽咋市に法人市民税を納めている法人をいう。
- (2) 市長が、特に必要と認める者

### (助成対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費は、大ホール舞台操作員委託費のうち1事業6名以内とし、午前9時から午後9時の間の時間にかかる経費とする。それ以外の時間にかかる経費については対象外とする。

### (助成金)

第4条 助成金の額は、舞台操作員3名までは全額、それを超えた部分については上限を6名とし、その経費の5割に相当する額（100円未満切り捨て）とする。

### (助成金の申請)

第5条 この要綱による助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、コスモアイル大ホール舞台操作員委託費助成金交付申請書（別記様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

### (交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

### (助成金の支払い)

第7条 助成金の支払いは、交付すべき額を決定した後にこれを行うものとする。

### (助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた者があると認めるときは、助成金を返還させることができる。

### (その他)

第9条 この要綱で定めるものの他に必要な事項については、市長は別に定めるものとする。

### 附 則

- この要綱は平成19年 4月1日から施行する。
- この要綱は平成20年 4月1日から施行する。
- この要綱は平成22年10月1日から施行する。
- この要綱は平成31年 4月1日から施行する。